

訪問看護ステーションのぞみの概要

重要事項（訪問看護サービス）

- 【事業の目的】 在宅で療養を希望する利用者に対し、適切な訪問看護サービスを提供することを目的とする。
- 【運営の方針】 利用者が可能な限り、その居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指し、地域の関係機関と密な連携を図りながら利用者の満足できる質の高い訪問看護サービスを提供する。
- 【事業者名称】 公益社団法人 沖縄県看護協会
- 【事業者所在地】 沖縄県島尻郡南風原町字新川 272 番地 17
TEL : 098-888-3155 FAX : 098-888-3126
- 【代表者】 平良 孝美
- 【事業所名】 訪問看護ステーションのぞみ（機能強化型 2）
- 【併設事業所】 ケアプランセンターのぞみ
- 【所在地】 沖縄県うるま市宮里 842 番 5
TEL : 098-979-0511 FAX : 098-979-0513
- 【指定事業者番号】 沖縄県知事指定 第 4760390023 号
- 【指定年月日】 平成 13 年 4 月 16 日
- 【管理者】 與那嶺 英子
- 【職員体制】 8 名 管理者（看護師）1 名 看護師 6 名 事務員 1 名
※緩和ケア認定看護師教育課程専任教員経験者 1 名
- 【サービス種類】 訪問看護・介護予防訪問看護
- 【サービス内容】 健康状態の観察、医療的処置・管理（創傷の処置、在宅酸素、人工呼吸器、点滴カテーテル管理、その他医師の指示による医療処置）薬の管理、日常生活の看護（清拭、入浴、排泄、栄養・食事など）、リハビリテーション、生活・介護相談
緊急時訪問看護、多職種連携
- 【対象者】 病気や障害があり在宅療養を望む者、要支援・要介護に認定されている者
難病、医療的ケア児、精神障害、認知症、ターミナルケアなど
- 【営業日・営業時間】 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 7 時
土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
日・祝・慰霊の日・年末年始は休み ※必要時は営業日以外でも対応
※緊急時は 24 時間対応
- 【実施地域】 うるま市・沖縄市・宜野湾市・読谷村・嘉手納町
- 【利用実施方法】 利用申し込み→説明→かかりつけ医師の訪問看護指示書交付→契約書の締結→課題分析→訪問看護計画書の作成→訪問看護実施→かかりつけの医師へ報告書提出
- 【利用料金】 介護保険利用対象者：1 割～3 割自己負担



医療保険対象者： 原則 3 割自己負担

後期高齢者医療（75 歳以上）は 1 割～3 割自己負担

高齢者受給者証（70 歳～75 歳未満）は 2 割又は 3 割自己負担

義務教育就学前は 2 割自己負担

※各種公費負担適用 ※交通費等は別料金、減額免除あり

【支 払 方 法】 料金表及び加算等訪問看護サービスに対する利用料およびサービスを提供する上で別途必要になった費用の支払方法は、原則として口座振替とする。

【訪問看護計画書の交付】

事業所は、主治医の指示書に基づき、利用者の病状や心身の状況、利用者の希望等を踏まえ訪問看護計画書を作成する。居宅サービス計画書がある場合は居宅サービス計画に沿って作成、同意を得て交付する。

【緊急時の対応】

サービス提供時に容態の変化などがあった場合は、適切に処置をし、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡をする。

【事故発生時の対応】

訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業者や市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

【虐待の防止のための措置】

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、専任担当者の配置等措置を講じる。

【身体的拘束等の原則禁止】

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束を行わない。

【感染症予防及びまん延の防止のための措置】

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等措置を講じる。

【災害発生時の対応】

災害発生時には、その規模や被害状況により通常の業務を行えない場合がある。災害時の情報、被害状況を把握し安全確保したうえで、利用者の安否確認や支援、関係者との連絡調整を行う。

【業務継続計画の策定】

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して訪問看護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し、研修及び訓練を実施し、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

【個人情報の保護】

事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続する。

【ハラスメント対策】

事業所は、職場におけるハラスメント対策を講じ職員に対し周知・啓発をする。

利用者・家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合がある。

【相談・苦情対応】

事業者は、利用者又は家族からの苦情の申し出があった場合は速やかに対応する。

＜訪問看護ステーションのぞみ苦情等申立先＞

事業所相談窓口 訪問看護ステーションのぞみ	利用時間 月～金： 9時～16時 利用方法 TEL： 098-979-0511 FAX： 098-979-0513 担当者 管理者
事業者相談窓口 公益社団法人沖縄県看護協会	利用時間 月～金 9時～17時 利用方法 TEL： 098-888-3155 FAX： 098-888-3126 担当者 事業課長
保険者	☐ 沖縄県介護保険広域連合 TEL： 098-911-7502 ☐ お住まいの市町村介護保険サービス相談窓口
沖縄県国民健康保険団体連合会	☐ 介護サービス苦情相談窓口 TEL/FAX： 098-860-9026 利用時間 午前8時半～午後5時まで（土・日・祝日は除く）
その他	☐ 沖縄県福祉サービス運営適正化委員会 TEL： 098-882-5704 相談時間： 月～金 9時～17時

【質の評価】

事業者は、訪問看護事業の質の評価を実施し改善を図ります。

事業所自己評価の実施 有 令和6年5月31日

第三者評価の実施 無

※当訪問看護ステーションは、看護師等が居宅同意型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している

※当訪問看護ステーションは、マイナ保険証の利用促進する等医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる